

# 乳幼児等医療費の 助成対象年齢を拡大します

■問合せ 国保医療グループ ☎74-3002

8月1日から乳幼児等医療費の助成対象年齢を、15歳到達後の最初の3月31日までに拡大します。また、拡大に合わせて対象年齢内の自己負担を無料化することとしました。

この医療費の助成を受けるためには、医療機関等での「受給者証」の提示が必要です。6月1日より申請の受付を開始しますので、忘れずに手続きしてください。



区 分	これまで (H27.7 まで)	拡大後 (H27.8以降)
受給対象	満12歳に達する日以後の最初の3月31日まで 〈就学前〉 通院・入院・指定訪問看護 〈小学生〉 入院・指定訪問看護	●満15歳に達する日以後の最初の3月31日まで ●通院・入院・指定訪問看護
自己負担額	〈3歳未満及び道町民税非課税世帯〉 初診時 580円 (歯 科 510円) 〈3歳以上で道町民税課税世帯〉 1割負担 限度額 通院 12,000円/月 入院 44,000円/月	●自己負担なし
所得制限	扶養親族等の人数に応じ、一定の所得を超えた場合は、助成の対象外	●所得制限なく助成対象

◆重度心身障害者等、ひとり親家庭等の医療費助成制度に該当する15歳到達後3月31日までにいる方でも対象となりますが、自己負担の方法などが異なりますので、次の注意事項と合わせ確認ください。

## ＜拡大後における注意事項＞

1. 所得制限はありませんが、本年1月2日以降に転入された場合は「課税証明書」が必要となりますので、前住所地の役所で交付を受けてください。
2. 医療費の一部負担はなくなりますが、医療機関等で自己負担が求められる場合がありますので、そのような場合は「医療機関等で支払った領収書(原本)」、「振込先口座がわかるもの」、「印鑑」を持参のうえ、後日担当窓口での払い戻しの申請手続きが必要になります。
  - ①胆振西部管内(登別市、室蘭市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町)の医療機関等では、「受給者証」を提示することで原則自己負担がありません(一部医療機関を除く)。
  - ②胆振西部管内以外の医療機関等(北海道内、北海道外)では、一時的に自己負担分の支払いが必要になります。この場合、払い戻しの申請手続きをお願いします。
3. 重度心身障害者等、ひとり親家庭等医療費助成制度に該当する15歳到達後3月31日までにいる方は、医療機関等でお支払いされた自己負担分について、後日担当窓口で払い戻しの申請手続きをお願いします。この際、「医療機関等で支払った領収書(原本)」、「振込先口座がわかるもの」、「印鑑」が必要となります。

## ＜受給者証の交付手続き＞

1. 手続きには、「印鑑」、現在加入の「健康保険証」が必要です。
2. 本年1月2日以降に転入された場合、「課税証明書」が必要となります。この場合、前住所地の役所で交付を受けてください。
3. 現在、「受給者証」をお持ちのお子様(平成27年3月31日現在、小学校に入学していないお子様)については、自動更新になりますので手続きは必要ありません。

## ＜受給者証の交付時期＞

1. 毎年、更新時期が8月1日であることから、7月下旬に郵送で送付します。なお、手続きされた方で「受給者証」が届かない方については、お手数をおかけしますが、以下の担当部署までお問い合わせください。

### ■担当窓口

住民課国保医療グループ ☎74-3002  
洞爺総合支所庶務課総務・住民グループ ☎82-5111  
洞爺湖温泉支所住民・環境整備グループ ☎75-2228